

第2節 日本の国際協力 （開発協力と地球規模課題への取組）

2022年、ロシアによるウクライナ侵略が、ウクライナ及びその周辺国のみならず、世界全体に深刻な影響をもたらす中、日本はG7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、国際機関を通じた緊急人道支援など、ウクライナ支

援に取り組んだ（17ページ 特集「ロシアによるウクライナ侵略と日本の対応」2-(2)参照）。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くため、日本の開発協力が果たす役割がこれまで以上に意識された一年であった。

1 開発協力

（1）開発協力大綱の改定

2022年9月、日本の開発協力政策の基本方針を示す「開発協力大綱」について、2015年の策定時からの国際情勢の大きな変化を踏まえ、時代に即した形で開発協力の在り方をアップデートし、一層効果的・戦略的に実施するため、「開発協力大綱」の改定を行うことを発表した。改定に向けた検討を進めるため、林外務大臣の下、中西寛京都大学大学院法学研究科教授を座長とする、計8人のメンバーから成る「開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会」を設置した。計4回の有識者懇談会を経て、12月、中西座長から林外務大臣に対し、有識者懇談会の議論をまとめた報告書が提出された。

報告書は今後の開発協力の方向性として、人間の安全保障を基本理念として、「普遍的価値に基づく国際秩序の維持」、「世界と共助・共創し、共に発展・繁栄する環境作り」、「地球規模課題に対する国際的取組の主導」の3点を掲げることがを提案した。また、政府開発援助（ODA）¹の戦略的活用の具体的提言として、（1）同志国、民間セクター、市民社会などの国内外のパート



「開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会」報告書の林外務大臣への提出（12月9日、東京）

ナーとの連携強化、（2）ODAの支援手法の柔軟化、（3）オファー型支援の強化による日本の強みをいかした開発協力の魅力向上などが盛り込まれた。

有識者懇談会からの報告書を踏まえつつ、市民社会、経済界など、幅広い関係者との意見交換などを通じながら、2023年前半を目処に新たな大綱を策定する予定である。

（2）日本のODA支援

2021年の日本のODA実績²については、「贈

¹ ODA：Official Development Assistance 日本の国際協力については、『開発協力白書 日本の国際協力』参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

² 日本のODAの主な形態としては、無償資金協力、債務救済、国際機関等経由及び技術協力である贈与、政府貸付等、国際機関向け拠出・出資等



与相当額計上方式³によると、対前年比8.4%増の約176億3,410万ドルとなった。これはDACメンバーの中では、米国、ドイツに次いで第3位である。この計上方式での対国民総所得（GNI）比は0.34%となり、DACメンバー中第12位となっている（出典：OECDデータベース（OECD.Stat）（2022年12月））。

（3）2022年の開発協力

開発協力大綱を根幹としつつ、戦略的かつ効果的な開発協力を推進するため、2022年、日本は、以下アからオを中心に取り組んだ。

ア ウクライナ及び周辺国支援とグローバル・サウス支援

日本はこれまで、ウクライナ及びその周辺国など影響を受けた関係国に対し、財政、人道、食料、復旧・復興の分野で、関連する予算と法律の国会での成立を前提として2023年2月に表明したウクライナ向けの約55億ドルの追加財政支援を含め、総額約71億ドル規模の支援を表明し、順次実施してきている。ロシアによるウクライナ侵略開始当初から、ウクライナ避難民向けの医療・保健、水・衛生、シェルター、食料、女性・子どもの保護などの人道支援を行い、財政支援も迅速に実施してきた。また、ロシアによる攻撃により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、各地で大規模な停電が発生していることを受け、越冬支援として発電機やソーラー・ランタンなどの供与も順次実施している。途上国を始めとするグローバル・サウスの国々では、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受け食料不安・不足が深刻化し複合的な人道危機^{きざ}に曝されており、グローバルな食料安全保障への対応として二国間及び国際機関や日本のNGO経由での食

料支援や生産能力強化支援などを行っている。

イ 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現

第二に、世界の活力の中核であるインド太平洋地域及びビジョンを共有する幅広い国際社会のパートナーと共に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するため、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を進めている。この構想は、米国、オーストラリア、インドや、ASEAN（東南アジア諸国連合）諸国などとも共有されており、ロシアによるウクライナ侵略という国際秩序を揺るがす事態が発生する中、その重要性は更に増している。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務持続可能性の確保のための公的債務・リスク管理研修の実施や債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船艇や沿岸監視レーダー機材の供与、人材育成など）を実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、FOIP実現に向けた重要な基礎であり、また、新型コロナウイルスの感染拡大からの復興に際しても特に必要となる。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実施していくことが重要である。6月のG7エルマウ・サミットでは、「グローバル・インフラ投資パートナーシップ」（PGII：Partnership for Global Infrastructure and Investment）が立ち上げられ、G7を始め各国と連携しながら質の高

3 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、政府貸付等について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。以前のOECD/DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の政府貸付等がより正確に評価される計上方式と言える。
（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf>）



コラム

故郷を追われた人々に迫る過酷な冬に備えて
—UNHCRのウクライナ人道支援—

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）ウクライナ・ヴィンニツア 上席保護官 辻澤明子

.....

2月24日、ロシア軍が侵略を開始して以降、ウクライナは緊急事態となりました。12月時点で、欧州各国に避難したウクライナ難民は780万人を超え、ウクライナ国内では590万人以上が国内避難民となっています。

ウクライナ東部や南部で激しい戦闘が続く一方、インフラ、特に発電施設へのロシア軍によるミサイル攻撃に伴う深刻な電力不足で、各地で緊急停電が実施され、市民生活への影響が深刻化しています。冬の寒さがますます厳しくなり、大規模な停電の際に国内避難民や地元の人々が暖を取れる施設の設置がウクライナ全土で進められています。

爆撃の恐怖にさらされながらの生活、停電、断水など、市民にとっては非常に困難な状況が続いています。一人一人の命と尊厳を守るために、発電機や緊急援助物資などは重要であり、日本からの支援はとて感謝されています。

UNHCRのウクライナでの主な活動は、避難民の保護、緊急援助物資、現金給付、一時的避難施設の支援です。ウクライナ当局と緊密に連携し、国内避難民や戦争の影響を受けた人々、故郷に帰還した人々などを保護し支援するために、現場のニーズに応じた支援を提供し続けています。中でも防寒・越冬支援はUNHCRの最優先事項であり、冬特有のニーズに対応するための現金支援、住宅の修理、保温性の高い毛布、寝袋、魔法瓶、ヒーター、冬服などの物資を提供しています。

具体的には、UNHCRは現地のNGOパートナーと共に、法的支援や各種証明書を取得するための支援、心理社会的支援、保護に関する情報提供、カウンセリングを提供し、現金支給のための登録を実施するとともに、最も支援を必要としている人々や特別なニーズのある人々の保護を行う体制を強化しています。長引く避難生活やミサイル攻撃、電力不足などによる人々のメンタルヘルスへの影響が大変懸念されており、継続的な心のケアやカウンセリング支援がより一層必要となってきています。UNHCRはNGOパートナーと連携して、心理的応急処置（Psychological First Aid）支援や子供たちの心を回復させるレクリエーションなどを実施しています。

今後、難民や国内避難民が尊厳を持って自発的に故郷に戻る選択肢を確保するために、ウクライナ政府は建物の修復と生活の再建を強化しており、UNHCRはそういった取組も支援しています。ミサイル攻撃の被害を受けた家屋を補修するための資材や現金の提供、また避難施設の修理なども進められています。

UNHCRはこれからも、ウクライナ国内の各州や自治体、地元のコミュニティや国内のパートナーと連携して現場にとどまり、可能な限りの人道支援を続けていきます。そして同時に、復興や再建への土台作りにも取り組んでいきます。



ウクライナ中部ヴィンニツアで日本からの緊急援助物資を配布する筆者（中央）（写真提供：UNHCR/Anita Rudyk）



ウクライナ中部ヴィンニツアの避難施設などで子供たちに心理社会的支援活動を行っている様子（写真提供：UNHCR/Anita Rudyk）

いインフラ投資促進のために取り組んでいる。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策

第三に、2022年は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対処に当たり、引き続き、医療体制が脆弱な開発途上国に対するコールドチェーン（低温物流）の整備に当たったほか、新型コロナの流行が急性期を過ぎた後を見据え、途上国の経済社会の活性化と人的往来の再開に必要なニーズに対応するための支援を実施している。具体的には、ワクチン接種データ管理、国境管理体制、感染症廃棄物処理の三つの柱に焦点を当てた支援を、インド太平洋地域を中心に最大1億ドル（約108億円）規模で実施している。とりわけワクチンに関しては、6月にCOVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合）⁴を共催し、共同議長として国際社会の更なる連帯とコミットメントを呼びかけた結果、資金調達目標を大きく超える額の確保を達成した。さらに、開発途上国における経済活動の維持・活性化に貢献するため、2020年度から2022年度までに最大7,000億円の緊急支援円借款の供与を実施したところであり、これらの支援はこれまで各国から高く評価されている。

引き続き、現下の新型コロナ危機を克服するためのワクチン・治療薬・診断に関する支援を行う。また、将来の健康危機に備えて開発途上国の保健・医療システムを強化し、水・衛生分野も含めた幅広い分野で健康安全保障のための支援を行っていく。

エ 地球規模課題への取組

第四に、日本は、人間の安全保障の考え方の下、新型コロナ対策や世界的な食料安全保障への対応を始め、持続可能な開発目標（SDGs）

の達成を含む地球規模課題の解決に向けた取組を進めている。引き続き、人道支援を含む、保健、食料、栄養、女性、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における開発協力を積極的に進めていく。これに際しては、日本の国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道危機が長期化・多様化する中、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化し、平和の持続のための支援を行う「人道・開発・平和の連携」の理念に基づいて、難民・避難民支援を含む人道支援、貧困削減・経済社会開発、平和構築・国造り支援を推進していく。

オ 日本経済を後押しする外交努力

第五に、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。2022年6月に決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「フォローアップ」でもODAや公的金融を戦略的に活用していくことが求められている。

具体的には、日本の優れた技術を開発途上国の開発に活用するため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進し、さらに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を促進していく。また、中小企業を含む民間企業及び地方自治体の海外展開のため、JICAの民間連携事業による開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの調査・実証や製品・機材などの認知度の向上に係る支援を通じて継続的な需要創出を図る。さらに、人材育成を通じて、ビジネス環境整備を推進し、企業の海外展開や投資促進に貢献していく。

⁴ COVAXワクチン・サミット：2021年6月に日本がGavi（the Global Alliance for Vaccines and Immunisation）と共催で、オンライン形式で開催し、2021年末までに開発途上国の人口30%、18億回分のワクチンを確保するために必要となる資金（83億ドル）を大きく超える額の確保に貢献。日本はCOVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility：新型コロナワクチンへの公平なアクセス確保のための国際的な資金調達及び供給調整メカニズム）の開発途上国向け枠組み（Advance Market Commitment：AMCに対する合計10億ドルの財政貢献及びワクチン3,000万回分の供与を表明。2022年4月のサミットは、ドイツ、インドネシア、セネガル、ガーナ各政府とGaviの共催で開催され、日本は最大5億ドルを追加で拠出することを表明。各国政府及び民間セクターから表明された追加の資金拠出は合計約48億ドル相当（暫定値）と発表された。

（4）国際協力事業関係者の安全対策

2022年、世界各国で新型コロナに対応した水際措置・入国制限が大幅に緩和され、JICA関係者の海外滞在者数は新型コロナ感染拡大前の8割程度（JICA海外協力隊を除く。）まで回復した。国際協力事業関係者の海外渡航が再び活発化する一方、その間に、世界は紛争・テロ及び感染症など複合的な危機に直面し、安全に対するリスクが高まっていると言える。

外務省及びJICAは、「国際協力事業安全対策会議」最終報告（2016年8月）に基づく取組も行いながら、国際協力事業に係る安全対策を一層強化していく。

（5）主な地域への取組

ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

中でも、ASEANはFOIP実現の要であり、日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進を支援している。また、域内の連結性強化や産業基盤整備のための質の高いインフラ整備及び産業人材育成支援を重視している。

東・東南アジア地域は多くの日本企業が進出し、在留邦人の数も多いことから新型コロナ対策支援を集中的に行った。具体的には、保健・医療関連機材などの無償供与及び技術協力を通じた保健・医療システム強化への支援を実施しているほか、経済的影響を踏まえ、モンゴル及び東南アジアに対して総額約3,200億円の財政支援円借款を供与した。また、新型コロナを受けたASEAN支援の一環として日本が全面的に支援するASEAN感染症対策センターの稼働に向けて、ASEAN各国の公衆衛生担当者に対する研修も行っている。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築する



ベトナム海上警察の能力強化研修「講義（漂流予測）」
（8月、ベトナム・フーコック 写真提供：JICA）



ベトナム海上警察の能力強化研修「講義（薬物操作概論）」
（8月、ベトナム・フーコック 写真提供：JICA）

ため、日本のシーレーン上に位置するフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力向上支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施している。2020年の日・ASEAN首脳会議で、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済等に沿った日・ASEAN協力を引き続き強化していく考えである。2019年に署名された日・ASEAN技術協力協定に基づき、2022年は、海洋ごみ対

策、サイバーセキュリティ、国際公法、刑事司法などに関する研修を実施した。また、メコン地域はインド太平洋地域の中核に位置しており、日本は、日・メコン協力の枠組みを通じて、引き続きメコン諸国の発展に貢献していく。

ミャンマーについては、2021年2月に発生したクーデター以降の人道状況悪化を受けて、国際機関やNGOを通じた、ミャンマー国民に直接裨益する形で人道支援（食料、医療用品など）を実施してきている。

中国については、1979年に開始した対中ODAは既に2018年度に新規案件の採択が終了し、2022年3月には全ての事業が終了した。

イ 南西アジア

南西アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要である。また、インドを始め今後の経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有している。一方、同地域は、インフラの未整備、貧困、自然災害などの課題を抱えており、日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、課題の克服に向けた様々な支援を行っている。新型コロナウイルスの世界的な流行は、社会的かつ経済的に脆弱性を抱え医療体制が未整備である南西アジア地域にも大きな影響を及ぼした。日本は南西アジア諸国の新型コロナ対策として、経済社会再活性化と人的往来の再開に向け、国境管理体制及び感染性廃棄物処理に焦点を当てた約25.7億円の支援を4か国で実施している。加えて、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援などを実施している。

南西アジアの中でも巨大な人口を抱えるインドに対し、日本は、連結性の強化と産業競争力の強化に資する運輸を始めとする経済社会インフラ整備の支援として、高速鉄道や複数の都市における地下鉄建設、上下水道整備、インド北東部における道路建設などの支援を実施している。これに加えて、持続的で包摂的な成長への

支援として、植林などを通じた森林セクターの支援や、園芸作物の生産・販売促進などを通じた農業セクターの支援、医療体制の強化のための保健セクター支援などを実施している。バングラデシュでは、「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)」構想の下、バングラデシュ国内及び地域の連結性向上やインフラ整備、投資環境の改善に寄与する支援を行っている。また、同国内では、2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州から大規模な避難民が流入し、避難が長期化していることにより、避難民キャンプでの人道状況が悪化しており、周辺のホストコミュニティの生活環境にも深刻な影響が及んでいる。さらに、キャンプの人口過密などによりバシアンチャール島に移住した避難民は、劣悪な生活・衛生環境にさらされている。この状況を受け、日本は、国際機関及びNGOを通じて、水・衛生、保健・医療、食料安全保障、生計支援などの分野で約30.6億円の支援を決定した。

そのほか、2022年4月に発生した経済危機により人道状況が悪化しているスリランカにおいて、食料・栄養、肥料、保健・医療、水・衛生などの分野における約34.1億円の支援を決定した。また、6月中旬以降に発生した洪水被害により人道状況が悪化しているパキスタンに対して、JICAを通じた緊急援助物資（テント及びプラスチックシート）の供与に続き、国際機関を通じて、食料、シェルター・非食料援助



母子保健分野を中心とした医療機材整備を目的とした無償資金協力に係る交換公文署名式（11月22日、ブータン・ティンプー）

物資（マット、毛布など）、保健・医療、水・衛生分野などに係る700万ドルの緊急無償資金協力を行ったほか、現地ニーズを踏まえて保健・医療、水・衛生、食料などの分野に係る42.1億円の追加支援を決定した。加えて、洪水被害を受け実施された災害後ニーズ調査（PDNA）を踏まえ、効率的な堤防管理のための能力向上プロジェクトに係る案件を採択したほか、ジャパン・プラットフォーム（JPF）⁵を通じた日本のNGOによる支援を実施した。

ウ 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域（EEZ））を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である。また、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱えている。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施してきている。

特に、2021年7月にテレビ会議方式で開催された第9回太平洋・島サミット（PALM9）において、日本と太平洋島嶼国が、今後3年間、(a) 新型コロナへの対応と回復、(b) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(c) 気候変動・防災、(d) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、(e) 人的交流・人材育成の五つの重点分野で協力して

いくことが確認され、同サミットで採択された「共同行動宣言」では、五つの重点分野における具体的な取組として、日本がワクチンの供与・管理・接種支援、医療施設の整備及び高度医療機器の供与のほか、港湾・空港などの質の高いインフラ整備を始め、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、防災、海洋プラスチックごみ対策にも資する廃棄物管理、気候変動対策といった分野での支援を実施していくことが盛り込まれた。

日本は、これら五つの重点分野に基づき、新型コロナウイルス対策として、コールドチェーン整備を含む保健医療体制の強化、及び、国境開放を見据えた国境管理能力の強化支援などを実施している。これに加えて、広大なEEZを有する大洋州の海洋秩序を維持するための海上保安関連機材の供与や再生可能エネルギー導入を促進する送電システムの整備支援なども行っている。

さらに、日本は、6月、太平洋島嶼国への支援を効果的かつ効率的に行うために各国のアプローチを調整するイニシアティブとして立ち上げられた「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP：Partners in the Blue Pacific）」⁶にも参画し、オーストラリア、ニュージーランド、英国、米国、ドイツ、カナダなどと共に、太平洋地域とのパートナーシップとコミットメントの強化を確認している。特に日本は、気候変動などにおいて、太平洋島嶼国による地域の取組を支えていくこととしている。

2022年1月15日に発生した火山噴火及び津波による被害を受けたトンガ王国に対して、人道的観点及び同国との友好関係に鑑み、JICAを通じた緊急援助物資の供与に加え、その輸送などのために国際緊急援助隊（自衛隊部隊）を派遣した。さらに、約244万ドルの緊急無償資金協力を実施してきている。

5 ジャパン・プラットフォーム（JPF）：特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、2000年8月に設立されたNGO（特定非営利活動法人格取得は2001年5月）。海外での自然災害・難民発生などの際の日本のNGOによる迅速で効果的な緊急人道支援活動を目的として、NGO、経済界、日本政府が共同して設立した。

6 太平洋島嶼国との協力に関する「ブルーパシフィックにおけるパートナー」外相会合については外務省ホームページ参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/shin4_000112.html



Ⅰ 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約230万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約5.5兆ドル規模の域内総生産を有する有望な新興市場である。一方で、国内における所得格差の是正、自然災害への対応、SDGs達成といった課題を抱えるため、日本は、各国の開発事情を勘案した上で、様々な協力を行っている。

日本は中南米諸国の新型コロナ危機対応として、2021年のドミニカ共和国及びホンジュラスへの総額約300億円の供与に続き、2022年にはエクアドルに対し約230億円の緊急支援借款を供与した。

また、ワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、国連児童基金（UNICEF）を通じ、2021年に7か国へ約1,400万ドル規模の供与を行ったのに続き、2022年に新たに7か国に1,000万ドル規模のコールドチェーン整備支援を実施した。自然災害に対する支援分野では、2022年は、洪水被災国のブラジル、熱帯暴風雨及びハリケーン被災国のホンジュラス、グアテマラ、キューバ、ベリーズに対して、JICAを通じて緊急援助物資（テント、スリーピングパッド、毛布など）を供与した。またハイチに対し国連開発計画（UNDP）を通じ2021年の地震で被災した病院や警察署の整備のための復興支援や、UNICEFや国連世界食糧計画（WFP）などを通じて2022年のコレラの感染拡大に対する人道支援として300万ドルの緊急無償資金協力を決定したほか、スリナムに対し洪水対策として排水ポンプ整備のための支援を決定した。

このほか、各国のニーズに応じた支援を行っており、例えば、中米地域の物流機能の向上のため、エルサルバドルに対しバイパス建設のための約5,000万ドル規模の借款供与、ホンジュラスに対し国道一号線の橋梁架け替えの無償供与を決定した。また、水分野では、パラグアイに対し上



ラスト・ワン・マイル支援供与機材の引渡し式
（6月8日、グアテマラ・グアテマラシティ）

水道改善の無償供与、環境分野では、ペルーに対し廃棄物処理・管理能力向上のための4,500万ドル規模の借款供与を決定した。近年、中米各国やベネズエラでは、周辺国や米国に流出する移民・避難民が増加しており、日本は、中米に対して移民発生の原因である貧困、治安、災害などの分野における課題解決に資する様々な支援を実施している。また、2022年には、国際機関などを通じて、ベネズエラの水・衛生分野の無償支援やコロンビア、エクアドル及びベネズエラ国内における避難民の保護、人道支援及び社会経済的統合の支援を実施している。

Ⅱ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれており、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定にとっても重要である。日本は、アフガニスタンやイランなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、自由で開かれた中央アジア・コーカサス地域がルールに基づく国際秩序を維持・強化し、持続可能な発展を行うための国造りを支援している。

日本は中央アジア・コーカサス諸国の新型コロナ対策として、2020年度から引き続き8か国に対し総額32億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、中央アジアの持続可能な発展に向けて「人への投資」と「成長の質」を重視し、人材育成奨学計画（JDS）によるウズベキスタン、キルギス、タジキスタン



日本人材開発センターでの授業風景
 (4月15日、ウズベキスタン・ブハラ 写真提供: JICA/渋谷敦志)

の若手行政官の能力向上やウズベキスタン、カザフスタン、キルギスの日本人材開発センターを通じたビジネス人材の育成を行っている。

あわせて、日本はアフガニスタンと国境を接する中央アジア地域に対し、国境管理能力強化や暴力的過激主義防止に関する支援も実施している。

カ 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結節点という地政学上の要衝に位置する中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定のためにも重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向けた支援を行ってきている。

内戦の続くシリアに関しては、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対して2012年以降総額約33億ドルの支援を行ってきている。5月には、3年ぶりに対面形式で開催された欧州連合（EU）主催の「シリア及び地域の将来の支援に関する第6回ブリュッセル会合」に本田太郎外務大臣政務官が出席し、2022年中にシリア及びその周辺国に対する支援として少なくとも約9,000万ドルを拠出し、引き続きシリアにおける人道状況の改善に向けて役割を果たしていくと述べた。さらに、将来のシリア早期復興を担う人材を育成するため、

2017年以降、シリア人留学生123人を日本に受け入れている。

パレスチナに関しては、日本は、パレスチナの経済・社会の自立化を目的とし、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの4者協力による「平和と繁栄の回廊」構想の下、「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」の発展に取り組んでいる。4月以降は、ガザ地区における新型コロナウイルスの流行や、洪水被害などによって大きく悪化した人道状況を踏まえ、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を通じた835万ドルの緊急無償資金協力を実施した。また、パレスチナの食料安全保障を改善し、開発課題の解決に寄与することなどを目的に、8月及び9月にUNRWA及びWFPを通じた300万ドル規模の食糧援助を実施した。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対しては、日本は2015年以降、合計約4億ドル以上の支援を実施してきた。3月の「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合」では、本田外務大臣政務官から、2022年中に少なくとも総額約2,300万ドルの支援を行うことを決定し、日本は引き続きイエメンの平和と安定に向け貢献していくと表明した。また、国際機関と連携して、引き続き人道支援を実施しており、2022年はアデン港の機能強化、JICA研修を通じた人材育成、保健・医療、教育などの分野で協力を行った。

アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降の深刻な人道危機の状況を踏まえ、基本的な人道ニーズへの支援を含む保健・教育・食料分野などに関する人道支援を国際機関などと連携しながら実施している。また、6月のアフガニスタン東部における地震被害に対しては、国際機関と連携し、JICAを通じた毛布などの緊急援助物資供与や医療支援を行った。

中長期的な中東地域の安定化のためには人材育成が不可欠である。一例として、エジプトでは技術協力「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3」を通じて、



対イエメンUNDP連携無償「アデン県及びハドラマウト県における紛争の影響を受けた小規模漁業家計の生計及び能力再建計画」
(4月22日、イエメン・アデン 写真提供：UNDP)

エジプト及び中東・アフリカ地域の産業及び科学技術人材の育成を支援している。また、円借款「エジプト・日本学校支援プログラム（エジプト・日本教育パートナーシップ）」を通じた学校運営支援、教員の能力向上支援も実施しており、2022年12月までに日本式教育のモデル校が51校開校した。

キ アフリカ

アフリカは、54か国に約14億人の人口を擁し、世界の成長の原動力となり得る高い潜在性と豊富な天然資源により、引き続き国際社会の注目と期待を集めている。一方で、貧困、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、様々な課題にも直面している。こうした中、日本は、アフリカ開発会議（TICAD）などを通じて、長年にわたり、アフリカの発展に貢献してきた。8月にチュニジアで開催されたTICAD 8では、「人への投資」、「成長の質」を重視し、今後3年間で、官民合わせて300億ドル規模の資金を投入し、産業、保健・医療、教育、農業、司法・行政などの幅広い分野で30万人の人材育成、グリーン成長、投資促進、開発金融、保健・公衆衛生、地域の安定化、食料安全保障などに取り組むことを表明した。日本は、アフリカと「共に成長するパートナー」として、「人」に注目した日本らしいアプローチで取組を推進し、アフリカ



コメ生産倍増に向け、マダガスカル⁷の農民に対し脱穀の研修を実施
(4月28日、マダガスカル・アナラマンガ 写真提供：JICA)

自身が目指す強靱なアフリカ^{じん}を実現していく。

こうした考えに基づきTICAD 8において、経済、社会、平和と安定の三つの柱に沿って具体的な取組を打ち出した。

経済分野では、各国のグリーン成長の支援や、透明で公正な開発金融の実現に向けた支援、連結性強化のための質の高いインフラ投資の推進などを通じ、強靱で持続可能なアフリカの実現を目指していくこと、また、「人への投資」として、ABEイニシアティブ⁷などを通じたアフリカにおけるビジネスの推進に貢献する産業人材育成やスタートアップ・起業家支援に取り組むことを表明した。さらに、世界的な食料・肥料・エネルギー価格の高騰により、アフリカにおける食料危機が深刻化していることを受け、食糧援助などの短期的支援と、アフリカ開発銀行（AfDB）の緊急食糧生産ファシリティへの約3億ドルの協調融資や農業生産能力向上などの中長期的支援の双方を通じて、引き続きアフリカの食料安全保障強化に貢献していくことを表明した。

社会分野では、ラスト・ワン・マイル支援など新型コロナ対策に引き続き取り組み、そのほかの感染症対策や医療人材育成、保健医療施設整備を通じ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッ

7 アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカでのビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者に対し、日本の大学での修士号取得の機会や、日本企業などでのインターンシップ、日本語研修、ビジネス・スキル研修などのビジネス・プログラムを提供する取組



ウガンダに滞在する難民たちがホストコミュニティの住民と共に稲作技術を学ぶ様子（8月、ウガンダ・アジュマニ 写真提供：JICA/久野武志）

ジ（UHC）⁸の達成に向けた取組を一層推進することを表明した。さらに、STEM教育⁹を含む質の高い教育の900万人への提供や、400万人の女子の教育アクセスの改善に取り組んでいく。

平和と安定分野では、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下で（205ページ ア（イ）b参照）、警察官への研修や国境管理支援といった法の支配の維持・強化に向けた協力に加え、司法・行政分野の制度構築・ガバナンス強化のための人材育成や、治安確保に向けた支援などを行っている。また、コミュニティ・レベルでの行政と住民が協働する取組支援も行っており、アフリカ自身が主導する平和と安定に向けた取組を後押ししている。

（6）適正かつ効果的なODA実施のための取組

ア 適正なODA実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成することにより、透明性及び質の向上に努めている。ODA実施の事前調査開始前の段階では、開発協力適正会議を公開の形で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い事業の妥当性を確認している。さらに、事業の実施後には、JICAは原則2億円以上の全ての事業について、事業の透明性を高める観点から、事後評価を実施している。JICAではその

結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2022年12月21日時点で2,987件掲載）、10億円以上の事業については第三者による事後評価を行っている。また、外務省はODAの管理改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施する無償資金協力案件の事後評価を実施し、評価結果から得られた教訓をその後のODAの政策立案や事業実施にいかすように努め、その結果を外務省ホームページ上で公表している。

また、環境・社会面に配慮した案件の実施のため、JICAでは、環境社会配慮ガイドラインを定めている。この関連で、2022年、気候変動の脅威に対する国際社会の対応などを踏まえ、同ガイドラインの改正を行った。

イ 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協力という三つの枠組みにより実施されているが、限られた予算を効率的に活用し、高い開発効果を実現するため、外務省は相手国の開発計画や開発上の課題を総合的に検討して、国ごとにODAの重点分野や方針を定めた開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として事業展開計画を策定しており、個別のODA案件がどの重点分野につながっているかを一覧できるよう取りまとめている。これらの取組により、国ごとの開発協力の方針を明確にし、各枠組みの垣根を越えたより戦略的な案件の形成を実現している。

ウ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）ではODAを触媒とした民間資金の動員の促進や、気候変動問題に関

8 すべての人が、効果的で良質な保健医療サービスを、負担可能な費用で受けられること

9 STEM教育：科学・技術・工学・数学分野での教育

する援助の在り方について議論が行われている。また、新興ドナーが行う途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

Ⅰ ODA への理解促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため外務省は効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。外務省ホームページやODA ツイッターなどのSNS、YouTube 動画、メールマガジンなどを通じて、幅広い層を対象に、分かりやすい政策広報に取り組んでいる。具体的には、人気アニメを起用した「鷹の爪団の 行け! ODAマン」シリーズのほか、開発協力ドキュメンタリー動画やテレビドラマなどを新たに制作した。さらに31回目となる「グローバルフェスタJAPAN」を、対面・オンライン配信を併用したハイブリッド形式で開催、2日間で2万2,000人を超える来場・視聴者を得た。また、教育機関などで外務省員が講義を行うODA出前講座も、2022年はオンラインの活用を進めつつ、対面での実施も再開し、積極的な開発協力への理解促進を図っている。海外に向けた広報としては、日本の開発協



テレビドラマ「ファーストステップ 世界をつなぐ愛のしるし」公開中（2023年2月時点）



「海」に関わるODAの現場に密着したドキュメンタリー動画「Efforts for a free and open ocean 自由で開かれた海洋のための取組」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22_001603.html#



力に関する現地での報道展開を目指してODA現場での視察ツアーを実施した。更に英語や現地語による広報資料の作成も行っている。

2 地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)¹⁰の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際開発目標である。

¹⁰ MDGs : Millennium Development Goals

¹¹ SDGs : Sustainable Development Goals

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」¹¹を掲げている。

日本は、2030アジェンダ採択後、まず、SDGs実施に向けた基盤整備として、総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長とし、また、ほかの全ての国务大臣を構成員とす

るSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた中長期的戦略を定めたSDGs実施指針を策定し、日本が特に注力する八つの優先課題¹²を掲げた。また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に向けた地方やビジネス界の取組、次世代・女性のエンパワーメントの方策、国際社会との連携強化などについて意見交換を行っている。

2016年に決定し2019年に改定されたSDGs実施指針は、2023年に2度目の改定が行われる見込みであり、同改定に向け、「SDGs推進円卓会議」の民間構成員による提言がまとめられることとなった。同提言を広く関係者の意見を踏まえたものとするため、7月及び10月に「SDGs実施指針に関するパートナーシップ会議2022」が開催され、12月のSDGs推進円卓会議において議論がなされた。様々なステークホルダーの意見も踏まえ、SDGs実施指針改定に向けた作業を進めていく。

ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方である。日本は、2015年に決定した開発協力大綱でも日本の開発協力の根本にある指導理念としてこれを位置付けている。国連においても関連する議論を主導し、日本のイニシアティブにより1999年に国連に設置された人間の安全保障基金に2021年末までに累計約490億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。また、二国間協力においても草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。「人間中心」や

「誰一人取り残さない」といった理念を掲げるSDGsも、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。2022年2月、UNDPが人間の安全保障に関する特別報告書を公表した際、林外務大臣がビデオメッセージを発出し、同特別報告書の提言を踏まえ、人間の安全保障の実施と普及を一層推進していくことを表明した。また、9月の第77回国連総会一般討論演説において、岸田総理大臣は、新たな時代における人間の安全保障の理念に基づく取組の推進を掲げ、国連と共に新たな時代の人間の安全保障の実現を進めていく姿勢を明らかにした。

イ 防災分野の取組

毎年世界で2億人が被災し（犠牲者の9割が開発途上国の市民）、自然災害による経済的損失は、国連防災機関（UNDRR）の試算によれば、年平均約1,400億ドルに及ぶ。気候変動の影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。

日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進している。2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台で開催し、同年から15年間の国際社会の防災分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択を主導した。また、日本独自の貢献として「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で計40億ドルの協力の実施や計4万人の人材育成を行うという目標を発表した。これが達成されたことを踏まえ、2019年6月に「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から2022年の間に洪水対策などを通じ少なくとも500万人に対する支援を実施することなどを目標として、引き続き防災協力を推進している。

12 八つの優先課題：(1) あらゆる人々の活躍の推進、(2) 国内外における健康・長寿の達成、(3) 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、(4) 質の高いインフラと強靱な国土の整備、(5) 省・再生エネルギー、気候変動対策、循環型社会、(6) 生物多様性、森林、海洋など、環境の保全、(7) 平和・安全・ガバナンス、(8) SDGs実施推進の体制・手段

さらに、日本が提案して2015年12月に第70回国連総会で全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、日本では2016年以降、世界各国の高校生を招へいし、日本の津波の歴史や、震災復興、南海トラフ地震への備えなどの実習を通じ、今後の課題や自国での展開などの提案を行う「世界津波の日高校生サミット」がこれまで5回実施されている。2022年は、津波防災に対する意識向上を目的とするハイブリッド形式（対面とオンラインを併用した会議形式）のイベントをUNDRRと共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進する考えである。

㊦ 教育

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2020年の年初以降、新型コロナウイルスの感染拡大下での休校措置などにより、教育を受ける機会が奪われる子供たちが世界各地で急増したことも踏まえ、2021年7月の世界教育サミットでは、2025年までの5年間で15億ドルを超える教育分野への拠出に加え、750万人の開発途上国の女子の教育及び人材育成のための支援を約束した。

また、9月、グテーレス国連事務総長は、新型コロナウイルスによる世界的な教育の危機からの回復とSDG4（すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）達成のためには教育改革が必要であるとして、国連教育変革サミット（TES）を開催した。130か国の首脳・閣僚が参加し、日本からは岸田総理大臣がビデオメッセージを発出し、人への投資を中核に位置付けた人材育成や「持続可能な開発のための教育」（ESD）の推進など

を表明した。岸田総理大臣は、同サミットのモメンタムを維持し、教育改革をグローバルに推進する役割を担う教育チャンピオンに就任した。

㊦ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農業・農村開発を支援している。2020年以降、新型コロナの感染拡大に伴う移動制限などを受けて、国際機関などを経由した支援を通じて、農産品などの流通の停滞による食料システムの機能低下などに対処している。国際的な取組として、6月のG7サミットにおいて岸田総理大臣から食料安全保障分野への支援が表明され、ウクライナ情勢の影響を受けて悪化した、グローバルな食料安全保障への対応として、食料不足に直面する国々への生産能力強化支援などを実施している。さらに8月のTICAD 8においては、岸田総理大臣から中長期的な食料生産能力の強化に向け、アフリカ開発銀行の緊急食糧生産ファシリティへの約3億ドルの協調融資や20万人の農業分野の人材育成を行っていくことを発表した。

㊦ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国の一つであり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施しているほか、国際社会での議論にも積極的に参加してきている。4月に開催された「第4回アジア・太平洋水サミット」には、アジア太平洋地域の30か国の首脳・閣僚級を始め、対面及びオンライン参加合わせて約5,000人以上が参加した。日本からは、岸田総理大臣らが参加し、岸田総理大臣からは、水に関する社会課題の解決に向けて「質の高いインフラ」整備などを通じて積極的に取り組んでいくことなどを内容とする日本の貢献策「熊本水イニシアティブ」を発表した。

（2）国際保健

日本は人間の安全保障を提唱し、それを「開発協力大綱」の基礎とし国際保健を外交の柱の一つに位置付けて世界の保健課題に取り組んでいる。

新型コロナは依然として地球上の全ての人々に多岐にわたる影響を及ぼしている。その発生直後から、日本は二国間及び国際機関経由で、国際保健分野において総額約50億ドル規模の開発途上国支援を実施してきた。とりわけ、世界全体で新型コロナを収束させるためには、あらゆる国・地域において、安全性、有効性、品質が保証されたワクチンや、治療・診断薬への公平なアクセスの確保が重要との考えの下、日本はCOVAXファシリティ¹³などの国際的な枠組みと協調しつつ、各国・地域に対するワクチン関連支援を実施してきた。

具体的には、2022年末までに32か国・地域に対して約4,400万回分のワクチンを供与したほか、ワクチンを接種現場まで届けるための「ラスト・ワン・マイル支援」を重視し、ワールド・チェーン体制の整備や医療従事者の接種能力強化などを行った。2月には、岸田総理大臣が、COVAXの構成機関の一つである感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）が行うワクチンの開発・製造支援に対して、日本が今後5年間で3億ドルの拠出を新たに行うことを表明したほか、4月には、岸田総理大臣がCOVAXワクチン・サミット2022において、これまでに拠出済みのCOVAXに対する10億ドルの貢献に追加して、最大5億ドルを拠出することを表明した。また、5月にはG7開発大臣・保健大臣合同会合が開催され、外務省からは鈴木貴子外務副大臣が出席し、新型コロナからのより良い回復に向けて、開発途上国の経済社会の活性化と人的往来の再開が必要との観点

から、日本として、開発途上国のワクチン接種データ管理、感染症対策を講じた国境管理体制、感染症廃棄物処理の三つの柱を支援の焦点として、インド太平洋地域を中心に最大1億ドル規模で実施していくことを発表した。また米国が主催し約30か国の閣僚が出席した「新型コロナ対策（グローバル行動計画）に関する外相会合」が2022年2月から2023年2月にかけて合計4回開催され、いずれも林外務大臣が出席し、新型コロナの収束や将来のパンデミックに対する備えについて議論を主導した。

また新型コロナの世界的流行拡大は、国際保健が人々の健康に直接関わるのみならず、経済・社会・安全保障上の大きなリスクを包含する国際社会の重要課題であることを浮き彫りにした。こうした認識の下、日本政府は2022年5月に「グローバルヘルス戦略」を策定した。同戦略では、グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA：国際保健の枠組み）の構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防、備え、対応（PPR）を強化すること、また、人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より公平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成することを目標として掲げている（261ページ コラム参照）。

また、日本が5月に主催した日米豪印首脳会合においても、岸田総理大臣は、4か国がより良い健康安全保障の構築及びUHCの達成に向けた取組を主導することを確認した。

GHA構築の具体的な取組として、日本は国際場裡におけるルール作りにも積極的に貢献している。世界保健機関（WHO）の下で2022年末までに計3回開催されている、パンデミックへの対応に関する法的文書（WHO CA+）

¹³ COVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）：新型コロナワクチンへの開発途上国を含めた公平なアクセスの確保のため、Gaviワクチンアライアンスを中心に、WHO、UNICEF（国連児童基金）、CEPI（感染症流行対策イノベーション連合）の協力の下で運営されている資金調達及び供給調整メカニズム。ワクチンの購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済をいかして交渉し、迅速かつ手頃な価格でワクチンを供給する仕組み

の政府間交渉会議において日本は副議長に選出され、WHO加盟国としての立場に加え副議長としても議論に貢献している。さらに、同時並行で議論が行われている国際保健規則 (IHR) の改正の議論にも積極的に貢献している。

新型コロナによって後退した以前からの保健課題に対応するため、より強靱、より公平、かつより持続可能な UHC の達成に向けた取組を進めることも喫緊の課題である。この観点から日本は、中核医療施設の整備・ネットワーク化や医療分野の人材育成支援などを含め、開発途上国の保健システム強化に資する支援を行ってきた。8月の TICAD 8 において、岸田総理大臣は、エイズ・結核・マラリアの三大感染症対策及び保健システム強化のため、グローバルファンドに対して今後3年間で新たに最大10.8億ドルを拠出することを表明した。また、Gavi ワクチンアライアンス¹⁴や二国間協力を通じた開発途上国の予防接種率の向上への貢献に加え、母子保健についても、国連人口基金 (UNFPA) や国際家族計画連盟 (IPPF)、世界銀行などの国際機関などを通じた支援のほか、主にアジアやアフリカ諸国に対して二国間での支援を実施した。

また日本は、上下水道などの水・衛生インフラの整備や、人々の健康の基盤となる「栄養」を、SDGs達成に必要不可欠かつ人間の安全保障に関わる課題と捉え、取組を進めてきている。2021年12月に「東京栄養サミット2021」を開催し、「東京栄養宣言 (グローバルな成長のための栄養に関する東京コンパクト)」を発出した。その際、岸田総理大臣が発表した3,000億円以上の日本の栄養関連支援を含め、各国政府を含むステークホルダーから270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明された。

さらに、G7及びG20においても、日本は国際保健に関する議論を主導した。6月のG7エルマウ・サミットにおいて、岸田総理大臣は、新型コロナワクチンに関連した日本の支援を紹介し、今回のパンデミックがUHCの重要性を浮き彫りにしたことを指摘した。また、11月のG20バリ・サミットでは、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化の必要性及びより強靱、公平かつ持続可能なUHCの実現の重要性について述べ、2023年に日本が主催するG7広島サミットにおいても、国際保健を重要課題の一つと位置付けたいとの考えを示した。

(3) 労働・雇用

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるために重要である。また、世界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働環境の整備などを図り、国際的に「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に取り組んでいく必要がある。このディーセント・ワークの実現は、2019年に創設100周年を迎えた国際労働機関 (ILO) でも、その活動の主目標に位置付けられている。

こうした中で、日本も労働分野での持続可能な開発に向けた協力に取り組んでいる。2022年には、ILOへの任意拠出金や国際的な労使団体のネットワークへの支援を通じ、アジア太平洋地域 (東南アジア、南アジアなど) 及びアフリカ地域 (マダガスカル) に対し、新型コロナの感染拡大及び自然災害発生などに伴う緊急雇用創出の支援や、労働法令や社会保険制度の整備、労働安全衛生水準の向上のための開発協力、サプライチェーンにおける企業の人権尊重への取組の支援などを行った。

¹⁴ Gavi (the Global Alliance for Vaccines and Immunisation) : 開発途上国における予防接種を支援する官民パートナーシップ。「Gavi ワクチンアライアンス」とも呼ばれる。
<https://www.gavi.org/our-alliance/about>



コラム

グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）^(注1)の構築・強化

.....

グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）とは、特にパンデミックなどの健康危機を始めとする国際保健課題に取り組む際の国際社会としての全体的な仕組みや組織を指します。新型コロナの世界の流行拡大は、ガバナンス（統治・統制）や資金面を含め、現在のGHAの脆弱性を明らかにしました。具体的には、財務・保健当局を含む政府機関や関係する国際機関の間での連携不足、感染症の監視・報告体制の脆弱性、各国の保健システムの脆弱性、開発途上国支援を含む感染症拡大時の大規模かつ迅速な資金動員の限界、ワクチンなどの必要な医療資源の迅速な研究・開発や製造に係る困難、医療資源へのアクセスの不公平性などの課題です。このため、新型コロナ収束のための努力と共に、将来のパンデミックへの予防・備え・対応（PPR：Prevention, Preparedness and Response）の強化に向けたGHAの在り方について様々な枠組みで活発な議論が行われています。

こうした様々な状況の変化を踏まえ、日本政府は5月に「グローバルヘルス戦略」を策定しました。より強靱、より公平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成するとともに、GHAの構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対するPPRを強化することが目標として掲げられており、ガバナンス、資金、国際的な規範設定に係る取組などが現在進行しています。

健康危機の際のガバナンスに関しては、日本は、G7・G20を始めとする多国間枠組みを活用しつつ、財務・保健当局の連携の強化や、首脳レベルで健康危機に関して議論する仕組みが不可欠として、その在り方を議論しています。

また、資金面に関しては、世界銀行に、特に低・中所得国を支援対象としてPPRのための資金動員を行う新たな基金（パンデミック基金）が11月に設立され、日本は合計5,000万米ドルの拠出を表明しました。

規範設定に係る取組としては、国際保健機関（WHO）憲章第21条の下、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播^ばを防止することを目的の一つに掲げている国際保健規則（IHR）^(注2)（2005年に改正）の改正と、パンデミックに関する新たな法的文書（WHO CA+）^(注3)（以下、「パンデミック条約」という。）の作成に関して、加盟国間で議論が行われています。新型コロナの拡大においては先進国も含め世界中が甚大な影響を受けたことから、その教訓を踏まえ、世界各国の健康危機へのPPR能力の構築・強化の必要性が認識されました。こうした中、2021年11月のWHO特別総会では、パンデミック条約の起草と交渉を行うため、WHO全加盟国及び準加盟国に開かれた政府間交渉会議を設置すること、パンデミック条約はIHRとの一貫性及び補完性を考慮すること、2024年5月の第77回WHO総会でパンデミック条約をIHR改正案と共に採択できるよう作業を行うことなどが決定されました。2022年に3回開催された政府間交渉会議では、パンデミック条約を法的拘束力を持つ文書とすることが決定され、同条約に含まれるべき要素などについて議論が行われました。日本は政府間交渉会議において副議長を務めており、議論に積極的に貢献しています。

(注1) GHA : Global Health Architecture

(注2) IHR : International Health Regulations

(注3) WHO CA+とは、WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and responseの略称。現在、正式な日本語名称はないものの、便宜的にパンデミック条約と呼ばれている。

(4) 環境・気候変動

ア 地球環境問題

2030アジェンダにおいて環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性が広く認識され、国際的な関心も更に高まっている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、生物多様性・化学物質汚染などに関わる環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ (Global Environment Facility) へ、第2位のドナー国として地球規模の環境問題に対応するプロジェクトに貢献している。

(ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不適正な廃棄物管理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画 (UNEP) などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、主にアジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。10月、アンダーセンUNEP事務局長が訪日し、林外務大臣を表敬し、地球問題の解決のため連携していくことを確認した。また、大阪で開催された国連環境計画国際環境技術センター (IETC) 設立30周年記念イベントに武井俊輔外務副大臣がビデオメッセージを発信した。

また、近年、海洋環境などにおけるプラスチック汚染対策のための新たな国際枠組み作り

に向けた機運が高まっており、2月から3月に開催された第5回国連環境総会 (第二部) において「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書に向けて」と題した決議が採択された。本決議を踏まえ、11月、海洋環境などにおけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた第1回政府間交渉委員会がプンタ・デル・エステ (ウルグアイ) で開催された。日本は今後も、本分野において主導的な役割を果たしながら、実効的かつ進歩的なルール形成を後押ししていく (263ページ 特集参照)。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」(海洋国家の首脳で構成) で、9月21日、第4回首脳会合が実施された。岸田総理大臣のメッセージが代読され、日本政府として島嶼国や沿岸国などでの海洋における行動を支援していると言及したほか、SDG14 (持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。) の実現に向けた国際協力促進を目的に、日本の優れた取組を「日本モデル」として発信していくことを伝達した。また、6月27日から7月1日、にリスボン (ポルトガル) において開催された第2回国連海洋会議では、海洋の保全や持続可能な利用を始めとするSDG14に関する議論が行われ、務台俊介環境副大臣、三宅伸吾外務大臣政務官が出席した (264ページ 特集参照)。また、12月、トムソン国連海洋特使が訪日し、木原誠二官房副長官及び武井外務副大臣を表敬し、SDG14の実現に向け、引き続き連携していくことを確認した。

(イ) 生物多様性の保全

生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) 第二部が12月7日から19日までの間、モントリオール (カナダ) において開催された。締約国・地域、関連機関、市民団体などから約1万6,000人が事前登録し、9,472人が参加、日本

特集

プラスチック汚染問題に関する条約設立に向けて

11月28日から12月2日にかけて、ウルグアイの Punta del Este で、プラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第1回政府間交渉委員会が行われました。この会合には約150か国の国連加盟国、関係国際機関、NGOを始めとする関係者約2,300人が参加しました。

プラスチックの世界の生産量は過去50年で20倍にも膨れ上がり、年間およそ800万トンが河川を通して海洋へと流れ込んでいるという試算（出典：Jambeck, et al., 2015）があります。このままでは海洋に漂流するプラスチックの量が、2050年には魚の総量を超えるとの試算（出典：The Ellen MacArthur Foundation, 2016）もなされています。

日本はこれまで、海洋プラスチックごみの問題を積極的に取り上げ、世界を牽引^{けん}してきました。2019年G20大阪サミットにおいては、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱し、これまでに87の国・地域と共有してきました。また、このビジョンの実現に向け、開発途上国の廃棄物管理に関する能力構築やインフラ整備などを行う「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げ、研修などを通じて約1万7,000人の人材育成を実施してきました。

プラスチック汚染のように、越境的かつ規模の大きな環境問題の解決に当たっては、多くの国の参加が欠かせません。そのため日本は、プラスチック汚染対策に関する本条約を、プラスチックの大量消費国・ごみの排出国を含むより多くの国が参画する、実効的かつ進歩的な枠組みとすべきであると強調してきました。

プラスチックによる汚染対策は、プラスチックの製造から排出までのライフサイクル全体（製造、販売・消費、廃棄物管理・排出）での対策が必要となります。日本は、第1回政府間交渉委員会において、プラスチックによる汚染に対処する世界全体の共通目標を設定し、各国が状況を踏まえプラスチックのライフサイクル全体の措置を講じる重要性を強調しました。また、プラスチック汚染対策を進めていくに当たっては、プラスチックの循環利用の促進も重要です。日本では、4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、リデュース・リユース・リサイクル・リニューアブル（「3R+Renewable」）を促進することが明記されましたが、こうしたプラスチック資源の循環を国内及び国際社会全体で進めていく



対馬市の海岸漂着ごみの様子（写真提供：環境省）

ことで、高い有用性を持つプラスチックの役割を維持しつつ、環境へ優しい経済への移行を推進していくことが重要となります。

プラスチック汚染は、様々な環境問題に密接に関わる問題です。同問題への対応は、気候変動問題対策や生物多様性の保全にもつながります。日本は、プラスチック汚染問題の解決に向けて世界を牽引することで、環境問題の横断的な解決に貢献していきたいと考えています。



ウルグアイで開催された第1回政府間交渉委員会の様子

特集

第2回国連海洋会議

—SDG14「海の豊かさを守ろう」達成に向けて—

海洋をめぐる課題は海洋国家である日本にとり、重要な課題の一つです。国連では、持続可能な開発目標（SDGs）において、目標14「海の豊かさを守ろう」として海洋の保全や持続可能な利用などを掲げています。このSDG14の実施を推進していくための会議として6月27日から7月1日にかけて、ポルトガル・リスボンで、第2回国連海洋会議がポルトガル及びケニアの共同議長の下に開催されました。

この会議には国家元首・政府の長24人、その他ハイレベルの代表、2,000人以上の市民社会の参加者を含む、計6,000人以上が参加し、海洋と海洋資源の保全と持続的利用、海洋と海洋生態系の健康・生産性・強靱性の改善に取り組む必要性とそのための方策について、5日間にわたって活発な議論が行われました。各国は、この目的を実現するための自発的コミットメントを発表しました。コミットメントの内容は多岐にわたり、例えば、海洋自然保護区の新規設定、気候変動対策、水資源管理、個体廃棄物管理、ブルーエコノミー経済計画の作成、沿岸浄化計画の発表などが含まれています。

本会議には日本を代表して、三宅伸吾外務大臣政務官が出席し、プレナリー会合（本会合）でスピーチを行いました。水産資源に深く依存する日本として、SDG14が掲げる水産資源の持続的利用や違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策の重要性を強調しつつ、2019年のG20大阪サミットで提唱した、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の下、島嶼国を含む開発途上国の廃棄物管理能力向上を支援していくことや、プラスチック汚染対策に関する新しい国際枠組みの主導を始めとする日本の貢献について説明しました。さらに、海洋関連の自然災害対策などに関する日本の国内外での貢献について紹介し、今回の会議に当たって計18件（約2,400万ドル）の自主的取組を登録したことを表明し、今後も国際社会と共にSDG14実現に向け協力していきたいと述べました。

プレナリー会合と並行して開催されたインタラクティブ・ダイアログ（双方向の議論）においては、海洋に関する八つのテーマについての議論が行われ、三宅外務大臣政務官はこのうち、持続可能な漁業

に関するダイアログに出席してスピーチを行い、IUU漁業対策に関する日本の国内外での取組及び開発途上国への支援などについて紹介しました。また、会期中に開催された各種サイドイベントにも出席し、海洋プラスチック汚染対策、海洋における生物多様性の保全、IUU漁業対策を含む持続可能な漁業などに関する日本の国内外での取組などを紹介し、海洋分野における日本の力強いコミットを示しました。

本会議は、海洋環境の保全と海洋資源の持続的利用への取組に向けた国際社会の協力を改めて確認する機会となりました。日本としても、SDG14の実現に向け、引き続き国際社会と連携し、積極的に貢献していく考えです。



第2回国連海洋会議本会合の様子
(ポルトガル・リスボン)



第2回国連海洋会議の会場付近に展示された海洋プラスチックごみのオブジェ
(ポルトガル・リスボン)

政府からは、外務省、農林水産省、経済産業省及び環境省などから成る代表団が出席した。

同会合において、生物多様性に係る新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択された（266ページ コラム参照）。

12月15日から17日に開催されたハイレベルセグメントには、各国の首脳級及び閣僚級が参加し、日本政府からは西村明宏環境大臣が出席した。2050年までの長期目標「自然と共生する世界」に向けた各国の取組が発信され、日本からは西村環境大臣から地球環境ファシリティ（GEF）への6.38億ドルの拠出及び生物多様性日本基金（JBF）への総額18億円規模の支援に加え、2023年から2025年にかけて生物多様性保全への支援として1,170億円のプレッジを表明した。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、2019年ウガンダ及びモザンビークにゾウ密猟対策のための監視施設を供与したのに引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行下で建設が遅れたものの、2022年にはザンビアにゾウ密猟監視施設を提供した。また、2021年にはルワンダに、2022年にはボツワナに関連施設の供与を決定するなど、この問題に真摯に取り組んでいる。また、11月14日から25日までパナマシティ（パナマ）で開催されたワシントン条約第19回締約国会議に出席するなど国際的な議論にも積極的に参加している。

日本は、持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に関する国際ルール作りにも貢献している。9月にニューデリー（インド）で開催された食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）の第9回理事会において、日本は、遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度（Multilateral System：MLS）の対象となる遺

伝資源の範囲拡大及びその機能改善の妥結に向けて、議論に参画した。

また、8月、サックル国際熱帯木材機関（ITTO）事務局長が林外務大臣を表敬し、熱帯林の合法的・持続可能な森林経営及び持続可能な木材利用などに向け、引き続き連携していくことを確認した。11月には、ITTO第58回理事会がハイブリッド形式で開催され、2026年に有効期限を迎えるITTOの設置根拠である国際熱帯木材協定（ITTA）の今後の再交渉もしくは延長に向けた検討が行われるなど、重要な議論が行われた。また、11月には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称「ラムサール条約」）第14回締約国会議（COP14）が武漢（中国）及びジュネーブ（スイス）で開催され、第4次戦略計画の見直しを含む合計21本の決議が採択されたほか、新潟県新潟市及び鹿児島県出水市が「ラムサール条約湿地自治体」として認証された。

（ウ）化学物質・有害廃棄物の国際管理

11月、モンリオール（カナダ）で、「オゾン層を破壊する物質に関するモンリオール議定書」第34回締約国会合が対面形式で開催された。同会合では、議定書の効率的・効果的な運用について締約国間で議論が行われた。

6月、ジュネーブ（スイス）で、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の締約国会議が開催され、主に2023年の活動計画及び各条約の信託基金予算が承認され、一部附属書の改正も採択された。

3月、「水銀に関する水俣条約」第4回締約国会議の第二部がバリ（インドネシア）で開催され、条約の有効性評価枠組みなどが決定された。日本からは実施・遵守委員会委員が選出さ

コラム

生物多様性に関する新たな世界目標
 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択

生物多様性は人類の生存を支え、様々な恵みをもたらす基盤です。生物に国境はなく、一国だけで生物多様性を保全することは不可能である中、世界全体でこの問題に取り組むことが不可欠です。生物多様性保全の取組の重要性について国際社会全体の認識が高まる中、12月にカナダのモントリオールで、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標が採択されました。新しい世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global biodiversity framework）」^(注)は、2030年までの各国の生物多様性に関する取組の指針となるものです。



COP15会場（カナダ・モントリオール）

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の前身である「愛知目標」は2010年、名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択されました。この「愛知目標」は、2050年までの長期目標（Vision）として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標（Mission）として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げた「生物多様性戦略計画2011-2012」に含まれる20の個別目標のことを指します。「愛知目標」の採択から10年以上が経過しましたが、残念ながらここで掲げた目標全てを達成することはできませんでした。

こうした中、「愛知目標」を引き継ぎつつ、2030年に向けた具体的目標を策定するため、各国がモントリオールに集まり、様々な議論・検討が行われました。連日の議論の結果、12月19日、2030年までの目標を定める「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新しい世界目標では、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化などの目標が採択されました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン
 自然と共生する世界

2050年ゴール

ゴールA 保全

ゴールB 持続可能な利用

ゴールC 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)

ゴールD 実施手段

2030年ミッション

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染
- 8: 気候変動

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の利用
- 10: 農林漁業
- 11: 自然の調整機能
- 12: 緑地親水空間

- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネス
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティ
- 18: 有害補助金
- 19: 資金
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス
- 22: 先住民、女性及び若者
- 23: ジェンダー

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

今後は、この新しい世界目標を確実に実施するため、各国が努力していくことが重要となります。日本は、このような取組を後押しするため、COP15において西村明宏環境大臣から地球環境ファシリティ（GEF）への6.38億ドルの拠出及び生物多様性日本基金（JBF）への総額1,700万米ドル規模の支援に加え、2023年から2025年にかけて生物多様性保全への支援として1,170億円のプレッジ（供与の約束）を表明しました。日本として、COP10で掲げ、新たな世界目標にも引き継がれた2050年ビジョンである「自然と共生する世界」を目指し、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の確実な実施に引き続き貢献していきます。

（注）2020年に中国・昆明で開催予定であった同会議は、新型コロナの影響により2021年10月に第一部がハイブリッド方式で中国・昆明で、2022年12月に第二部がカナダ・モンテリオールで開催されたこともあり、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」という名称となった。

れており、会期間にも条約の実施を推進し、締約国の規定の遵守状況を確認するなど、条約の実施に積極的に貢献している。

1 気候変動

（ア）2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組

2020年10月、日本は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。2021年4月に開催された米国主催気候サミットにおいては、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明し、2021年10月、新たな削減目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を反映した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。2022年2月以降のロシアのウクライナ侵略を受け、エネルギー安全保障の重要性が再認識される中でも、日本は世界の2050年カーボンニュートラル実現に向けて積極的に貢献していく。

（イ）国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削

減には、世界全体での取組が不可欠であるが、1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催されたCOP21では、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む190か国以上の国・機関が締結している（2022年末時点）。

パリ協定の採択後は、2020年以降のパリ協定の本格運用に向け、パリ協定の実施指針に関する交渉が開始され、2018年12月に開催されたCOP24において市場メカニズムを除いて実施指針が採択された。2021年にグラスゴー（英国）で開催されたCOP26では、COP24及びCOP25で採択に至らなかった市場メカニズムの実施指針が日本の提案がベースとなって採択されるなど、パリ協定を着実に実施し、世界全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展が見られた。

11月6日から20日にシャルム・エル・シェイク（エジプト）で開催されたCOP27では、COP26での成果を受けた「実施のCOP」として、世界全体での気候変動対策の実施強化に焦点が当たった。気候変動対策の各分野におけ

る取組の強化を求めるCOP27全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択されたほか、特に脆弱な国を対象にロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害）への対処を支援する新たな資金面での措置を講じること及びその一環として基金を設置することが決定された。また、日本政府からは西村環境大臣が出席し、技術的支援などを包括的に提供し、最大限の効果を発揮させることを目的とした「ロス&ダメージ支援パッケージ」を実施していくことを表明した。加えて、期間中、質の高い炭素市場の構築を目指し、日本の主導の下、60を超える国や機関の参加表明を得て「パリ協定6条実施パートナーシップ」を立ち上げた。

(ウ) 開発途上国支援に関する取組

開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、日本を含む先進国は開発途上国に対して、資金支援、能力構築（キャパシティ・ビルディング）、技術移転といった様々な支援を実施している。5月の日米豪印首脳会合において、4か国はインド太平洋地域における防災、海運における支援拡大や、クリーンエネルギーの協力分野拡大で一致し、「日米豪印気候変動適応・緩和パッケージ（Q-CHAMP）」を立ち上げた。

2021年のG7コーンウォール・サミット及びCOP26において、日本はこれまでの5年間で官民合わせて総計最大約700億ドル規模の支援、及びこれまでの倍となる約148億ドルの適応分野への支援を表明した。こうした支援には、開発途上国による気候変動対策を支援する多国間基金である「緑の気候基金（GCF）」¹⁵も重要な役割を果たしている。日本は、初期拠出（2015年から2018年）の15億ドルに加え、第1次増資（2020年から2023年）においても最大15億ドルの拠出を表明している。また、GCF

理事会メンバーとして、基金の運営や政策作りに積極的に参画している。GCFでは2022年12月までに209件の支援案件が承認されており、これにより24億トンのCO₂排出削減と約6.7億人への裨益が見込まれている。

(エ) 二国間クレジット制度（JCM）¹⁶

JCMは、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及や対策の実施を通じ、パートナー国での温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献する制度である。この貢献分は、定量的に評価され、相当量のクレジット（排出枠）を日本が獲得しつつ、日本とパートナー国双方のNDC達成に貢献する。日本は、2021年のCOP26での市場メカニズムの実施指針の採択を受け、JCMをより一層国際的に拡大していく方針である。2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」では、2025年を目処にパートナー国を世界全体で30か国程度とすることを目指し、関係国との協議を加速していくこととしている。2022年には新たに8か国とJCM協力覚書に署名し、同年末時点で25か国とJCMを構築している。世界全体で230件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施しており、11月時点で、3件のクレジットの計算手法が承認され、5件のJCMプロジェクトが登録されたほか、モンゴルやバングラデシュのJCMプロジェクトからクレジットが発行されるなど、成果を着実に上げている。

(オ) 日本による気候変動と脆弱性リスクに関する取組

国連やG7、その他開発途上国においても脆弱性リスクへの関心が高まっており、特に気候変動が安全保障に与える影響に対する関心が高まっている。日本は、気候変動は紛争のリスク

¹⁵ GCF : Green Climate Fund

¹⁶ JCM : Joint Crediting Mechanism

を高める要因であり、人間の安全保障とも関連するとし、これまでも様々な機会積極的に議論に参加してきたが、5月、日本は「気候と安全保障フレンズグループ」¹⁷の正式メンバーとなったほか、11月にG7のイニシアティブで設立された「気候、環境及び平和と安全保障イニシアティブ」に参加している。また、気候変動の脆弱性リスクに関する取組として、2018年度から「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催しており、2022年は気候変動が生物多様性に与える脅威をテーマに講演やパネルディスカッションを行った。

（カ）気候変動を担う次世代との交流

世界の2050年ネット・ゼロを達成していく上で、次世代を担う若者の役割は重要である。特に近年の気候変動に対する関心の高まりを受け、いわゆる「Z世代」¹⁸を中心とする若者による活動が活発となる中、このような若者の声に耳を傾け、議論していくことは重要である。こうした考えの下、COP26以降、外務省職員が、出張授業や少人数での直接対話を実施し、これまでに約5,500人の若者に対し、気候変動対策に関する発信・議論を行ってきた。引き続き関心が高い気候変動分野において、こうした若者との意見交換や発信の場を設け、若者の意見を政府の施策に反映していく。

（5）北極・南極

ア 北極

（ア）北極をめぐる現状

地球温暖化による北極環境の急速な変化は、北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減

少に伴い利用可能な海域が拡大すると見通しの下、北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。

北極圏に最大の領土を有するロシアは、2020年に「2035年までの北極における国家政策の基礎」及び「2035年までの北極圏の発展及び国家安全保障の戦略」を公表し、軍事施設の整備、資源開発、北極海航路での貨物輸送量の拡大を進めている。ロシアは2021年5月に北極評議会（AC）¹⁹の議長国に就任したものの、同国によるウクライナ侵略に抗議するほかのACメンバー7か国がACへの参加を一時的に停止する共同声明を発出したことを受け、2022年3月以降、ACは全ての活動を休止している。

また、近年中国は、自らを「北極問題の重要なステークホルダー」と位置付け、北極圏における資源開発、航路の商業利用、ガバナンス形成への参加、科学調査に積極的な姿勢を見せている。

米国も、北極域における情勢の変化を踏まえ関与を強める姿勢を示しており、2019年から2021年にかけては、国防省・空軍・海軍・沿岸警備隊が、安全保障面での情勢の変化に応じそれぞれ新たな北極戦略を発表した。10月にホワイトハウスが発表した新たな北極国家戦略も安全保障を最重要の柱として位置付けている。

（イ）日本の北極政策と国際的取組

日本は、2015年の「我が国の北極政策」に基づき、研究開発、国際協力、持続的な利用を3本柱に、北極をめぐる課題への対応における主要なプレーヤーとして国際社会に貢献することを目指している。

3月にACの活動が停止したことを受け、ト

¹⁷ 気候変動が世界の安全保障に与える影響などについて議論するため、2018年にニューヨークの各国国連代表部によって立ち上げられたグループ

¹⁸ Z世代（Generation Z）：一般的に1990年代後半から2010年代前半に生まれた世代とされ、幼少期からインターネット、スマートフォン、SNSなどの存在を前提とした暮らしをしており、「デジタルネイティブ」とも言われる。「X世代（Generation X）」、「Y世代（Generation Y）」に続く世代

¹⁹ 北極圏に係る共通の課題（特に持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国）間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年に設立された政府間協議体（軍事・安全保障事項は扱わない。）。日本は2013年にオブザーバー資格を取得した。

ラック2（民間有識者間の枠組み）の北極国際会議の重要性が高まっている。4月の北極シンポジウム（Arctic Encounter Symposium 米国・アンカレッジ）、5月の北極フロンティア（ノルウェー・トロムソ）、8月の北極サークル・グリーンランド・フォーラム（グリーンランド・ヌーク）、10月の北極サークル総会²⁰（アイスランド・レイキャビク）には、日本政府から北極担当大使が出席し、北極科学協力に係る日本の考え方や貢献実績につき発信した。また、2020年度から始まった北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）では、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、グリーンランド（デンマーク）などの研究・観測拠点を活用し、研究や人材育成のための国際連携を行っているほか、全てのAC作業部会に専門家を派遣している。また、第3回北極科学大臣会合（ASM3）において北極域の研究国際プラットフォームとしての運用を提案した北極域研究船については、2021年度から建造に着手した。

1 南極

(ア) 南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極観測事業を推進してきており、日本の高い

技術力をいかした観測調査を通じて地球環境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、1959年に採択された南極条約の原署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努め、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

5月末から6月上旬にかけてハイブリッド形式（対面とオンラインを併用した形式）で開催された第44回南極条約協議国会議（ATCM44）では、南極地域における気候変動の問題及び南極条約体制としての取組について議論が行われた。

(ウ) 日本の南極地域観測

長期にわたり継続的に実施している基本的な南極観測に加え、2022年度から2027年度までの南極地域観測第10期6か年計画に基づき研究観測を実施する。計画初年度となる第64次南極地域観測隊は、南極域における氷床、海洋大循環、大気大循環や超高層大気などの過去と現在の変動の把握とその機構の解明を目的として、各種研究観測を実施することを予定している。

3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤となる要素である。外務省としても、日本の優れた科学技術をいかし、日本と世界の科学技術の発展、科学技術を通じた各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献するための外交を推進してきている。そのような「科学技術外交」の一環として、外務大臣科学技術顧問の活

動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を創設し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年4月には、松本洋一郎東京大学名誉教授をその後任の外務大臣科学技術顧問（外務省参与）に任命した。また、顧問を補佐するため2019年4月には狩野光伸岡山大学教授が最初の外務大臣次席科学技術顧問に就任した。2022年4月

²⁰ グリムソン・アイスランド前大統領などにより2013年に設立。政府関係者、研究者、ビジネス関係者など、約2,000人が参加する国際会議で、日本は第1回会合から北極担当大使などが参加している。

からは小谷元子東北大学理事・副学長が新たに外務大臣次席科学技術顧問に就任している。松本顧問及び小谷次席顧問は、日本の外交活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術・イノベーションの活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。

外務省は外務大臣科学技術顧問の下に科学技術の各種分野における専門的な知見を集め、外交政策の企画・立案過程に活用するための「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」を構築しており、その一環として松本顧問を座長、小谷次席顧問を副座長とし、さらに20人の有識者から成る「科学技術外交推進会議」を設置し、科学技術外交の体制・機能強化へ向け、様々なテーマで議論を行っている。2022年には、3月及び8月に同会議を開催し、6月には科学技術外交を推進する上で必要となる日本の科学技術力基盤の強化に向けた提言を取りまとめ、松本顧問及び小谷次席顧問から林外務大臣に提出された。

また、松本顧問及び小谷次席顧問は、米国、英国、スイスなどの各国政府の科学技術顧問らと意見交換を行い、ネットワークの構築・強化に努めている。両顧問は各国政府の科学技術顧問が参加する「外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）」の会合で、地球規模課題解決へ向けた科学技術の役割や、現在の地政学的状況下での科学技術外交や科学的助言の在り方などについて議論を深めた。

新型コロナの影響により一時停滞していた人的往来も徐々に再開され、松本顧問は6月に米国、10月に欧州ベルリン（ドイツ）、ジュネーブ（スイス）を訪問し、各国の研究者や科学技術政策関係者と、科学技術イノベーション政策

や科学技術外交の取組などについて意見交換を行った。小谷次席顧問も7月にブリュッセル（ベルギー）を訪問し、欧州委員会研究イノベーション総局や欧州の科学技術関係機関の関係者と意見交換を行ったほか、12月には南アフリカでの「世界科学フォーラム2022」に出席し、日本の科学技術外交の取組などについて紹介した。

松本顧問は、外務省内の知見向上のため科学技術外交セミナーを定期的に開催している。同顧問はまた主要科学技術先進国に所在する在外公館の科学技術担当官らが出席する在外公館科学技術担当官会議をオンラインで開催し、科学技術外交における在外公館の更なる活用などについて議論した。

各国との科学技術協力では、日本は32の二国間科学技術協力協定を締結しており、現在、46か国及びEUとの間で適用され²¹、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話を行っている。2022年は、イスラエル、カナダ、フランス、ブラジル、南アフリカ、スウェーデン、オーストラリアとそれぞれ合同委員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々な分野における協力の現状や今後の方向性などを協議した。

多国間協力では、日本は、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核などの幅広い分野における研究開発などを支援する国際科学技術センター（ISTC）の理事国として、中央アジア諸国を中心に支援を行っているほか、核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する「ITER（イーター：国際熱核融合実験炉）計画」などの活動に参画している。

21 内訳については外務省ホームページ参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html>

日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日・ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継



コラム

国力の基盤である科学技術力の強化に向けた
外交的な取組の重要性

外務大臣科学技術顧問(外務省参与) 松本洋一郎



気候変動、感染症や持続可能な開発目標（SDGs）といった地球規模課題への取組や、経済安全保障をめぐる重要・新興技術分野での国際的な競争・協調など、外交における科学技術の重要性は近年ますます高まっています。科学技術外交をいかに戦略的かつ効果的に展開していくかが、これまで以上に問われており、外務大臣科学技術顧問として外交政策目標に科学的知見を提供し、また科学技術を活用して日本の外交活動に厚みを持たせるため、日本を代表する多様な有識者による科学技術外交推進会議を組織し、その推進に取り組んでいます。

近年注目が高まっている経済安全保障を強化する上でも、卓越した科学技術力を有することは重要です。例えば、希少金属は日本の産業を支える高付加価値の部材、製品に必須の原材料であり、近年需要が拡大していますが、産出地域の偏在性から地政学的資源リスクが高いことが知られています。したがって、そのリサイクル技術や、部材、製品の代替技術を有することはサプライチェーンリスクを低減させ、経済安全保障にも資することとなります。技術革新が著しい新興技術についても、技術的優越性確保のための研究開発が必要なというまでもありません。また、それらの技術は様々な科学的知見と基礎・基盤技術の集積という側面があり、多様な科学研究、技術開発を通じて、常に科学技術の多様なシーズ（技術革新やイノベーション創出の種となる科学的知見や技術、ノウハウなど）を確保しておくことが肝要です。

科学技術力の強化には、研究開発人材の育成が鍵となります。日本はこれまで科学技術力を強みとしてきましたが、最近様々な指標から科学技術力に関する国際的なプレゼンスの低下が懸念されています。科学技術外交推進会議では、日本の科学技術力の基盤強化へ向け、特に人材の育成、活用の観点で必要となる取組を取りまとめ、提言として外務大臣に提出しました。国際的に通用する科学技術人材が育ち、産学官のセクター間、そして国内外で循環し、ネットワーク化して活躍することが、日本の科学技術力、そして科学技術外交の強化につながります。

科学技術力の強化は、国内のみで可能なものではなく、国際的な連携が必須となります。外務省が持つ在外公館を中心に培われた各国現地でのネットワークは貴重な資産であり、科学技術分野での国際的な頭脳循環とネットワーク強化に向け今後一層活用できるものと考えます。また日本が外交上重要視する、自由で公正という価値観は科学技術においても重要です。学問の自由と研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保しつつ、各国と戦略的に連携して共同研究、科学技術協力を進めること、そのために必要な国内政策・外交政策を統一的に進め、科学技術外交の推進・強化に向けたエコシステムを構築していくことが求められています。



筆者